

三重県医師修学資金貸与制度について

三重県では、医学生を対象に医師修学資金貸与制度を設けています。

医学部在学中に資金貸与を受け、卒業後、医師として県内で9年間（うち一定期間を医師不足地域の医療機関等で）勤務することにより、貸与額全額の返還が免除されます。

なお、以下の制度概要は令和8年度時点の内容であり、今後変更される場合がありますのでご了承ください。

●対象者

・地域枠コース

三重大学医学部地域枠の医学生（1年生から6年生まで）。

・一般枠コース

全国の医学部医学科学生（1年生から6年生まで）。

出身地および医学部の所在地は、県内に限らず県外も対象とします。

●貸与額

・入学初年度（1年生） 1,517,800円

・次年度以降（2年生から6年生まで） 各年度 1,235,800円

（参考：入学年から卒業年まで貸与を受けた場合の合計 7,696,800円）

●返還免除条件

医学部を卒業後、医師として県内で9年間（うち一定期間を医師不足地域の医療機関等で）勤務すること。

詳細については三重県医師修学資金ウェブサイトをご確認いただくほか、下記の連絡先までご質問ください。

【三重県医師修学資金貸与制度の詳細について】

＜三重県医師修学資金ウェブサイト＞

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci600004766.htm>

＜お問い合わせ先＞

三重県医療保健部医療人材課医師確保班 三重県医師修学資金担当

TEL：059-224-2326

Email：shugaku01@pref.mie.lg.jp